

山形県内在住 住民税非課税世帯

エアコン設置 支援事業

申請期間

令和8年

6/1月▶

9/30水



熱中症による健康被害を未然に防ぐため、住民税非課税世帯を対象にエアコンの購入費等を補助する制度です。

対象者

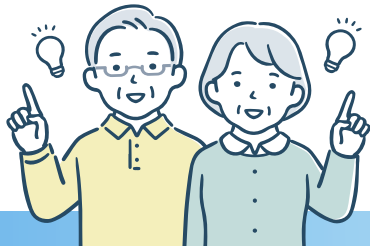
1世帯1回(1台)限り

県内に居住している住民税非課税世帯の①高齢者世帯②障がい者世帯③ひとり親世帯のうち、
エアコンを1台も所有していない世帯(故障により使用できるエアコンが1台もない場合を含む)

※生活保護受給世帯、中国在留邦人支援世帯受給世帯を除く ※世帯分離等により助成対象外の世帯と同一の住宅に居住している世帯は対象外

① 高齢者世帯

令和9年3月31日時点において、満65歳以上である者のみで構成する世帯



② 障がい者世帯

令和8年6月1日時点において、次に掲げる手帳または医療証のいずれかを所持している者の属する世帯

- ・1級または2級の身体障がい者手帳
- ・A判定の療育手帳
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳
- ・重度心身障がい(児)者医療証

③ ひとり親世帯

令和8年6月1日時点において、配偶者と死別もしくは離別した者または未婚である者とその子のみで構成する世帯

- ※児童扶養手当第3条第1項に規定する児童
- ※両親がいない状態にある児童を養育している者のみで構成する世帯、またはこれらに準ずる状態にある児童を監護している者のみで構成する世帯も対象とする
- ※内縁の者と生計を同一にしている場合は対象外

補助内容

自宅に新しく設置するエアコンの購入費用(設置工事費含む)

補助
上限額

50,000円

(補助上限額を超過した金額や消費税は自己負担)

補助を受ける場合は、
購入前の事前申請が必要です。

申請方法の詳細は裏面をご確認ください

申請期限

令和8年9月30日水

(当日消印有効)

申請方法

申請書(購入前)と報告書(購入後)の郵送が必要です。
詳細は裏面をご確認ください。

お問合せ

山形県 エアコン設置支援事業コールセンター

フリーダイヤル

0120-211-300

(10:00~17:00)

■主催/

山形県健康福祉部地域福祉推進課

■申請者事務局/一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会

当事業ホームページはこちら



申請の流れ

★購入前の申請書と、購入後の報告書の提出が必要となります。最後までもれなくお手続きください。
★申請書と報告書の用紙は当事業ホームページからダウンロードのうえ印刷してお使いください。



1 対象店舗(協力店)でエアコンの購入・設置の見積書をもらう

のぼりと
ステッカーが
目印



2 申請書類を郵送する

提出期限 令和8年9月30日(水) 当日消印有効

■申請内容に不備がある場合は無効とさせていただきます。内容に不備が無いかご確認の上ご郵送ください。

①交付申請書 ②設置条件・設置場所に係る誓約書 ③購入するエアコン等の見積書等※1
④世帯に応じた書類※2 ⑤口座情報(通帳の写し)(償還払を選択した場合)
を準備して、事務局まで郵送してください。(郵送先は下部をご確認ください。)
費用の支払い方法は「償還払※3」または「受領委任払※4」からお選びください。

※1 見積書等は次の項目が全てはっきりわかるもの。

- ①対象製品のメーカー、型式 ②エアコン本体、室外機の価格及び設置工事費の金額
- ③見積をした店舗名 ④見積日 ⑤設置場所の住所
- ・対象経費はエアコン本体、室外機及び設置工事費の総額(税抜)とし、消費税、延長保証料、処分費、家電リサイクル料金及び手数料は除く。
- ・設置工事費は本体購入とセットに限る。

※2 住民税非課税世帯(共通) …………… ○世帯を構成する全員の令和8年度の課税証明書

(※令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得が記載されたもの)

(※現に非課税世帯程度の所得しかない場合でも、令和7年に所得があり、課税世帯となる場合は対象外)

高齢者世帯/ひとり親世帯 …………… ○世帯を構成するものが記載された住民票謄本

障がい者世帯 …………… ○世帯を構成するものが記載された住民票謄本

○障がい者手帳などの写し(本人の等級がわかるもの)

※3 償還払 … 申請者が一旦全額を支払い、実績報告後に県から補助金が支払われる。

※4 受領委任払 … 申請者は補助金分を差し引いた金額を対象店舗(協力店)へ支払う。
実績報告後に協力店へ補助金が支払われる。

審査期間

(書類提出から2週間程度で交付決定通知を郵送)

3 交付決定通知が自宅に届く エアコンの購入・設置

設置期限 令和8年10月31日(土)

郵送で自宅に届いた**交付決定通知等の書類**を
見積をした店舗に持参し、エアコン購入・設置の手続きや
支払いを行ってください。



4 報告書類を郵送する

提出期限 令和8年11月30日(月) 当日消印有効

■報告内容に不備がある場合は無効とさせていただきます。内容に不備が無いかご確認の上ご郵送ください。

①実績報告書 ②領収書等※5 ③エアコンの設置写真

④代理受領委任状(受領委任払いを選択した場合)

を準備して、事務局まで郵送してください。(郵送先は下部をご確認ください。)

※5 ・領収書等は次の項目が全てはっきりわかるもの。

①エアコン本体、室外機の価格及び設置工事費の金額 ②購入店舗名 ③購入日

・領収書等に設置場所のご住所の記載があることを必ずご確認ください。記載が無い場合、
手書きでご記入ください。

審査期間

(書類提出から3週間程度で額の確定通知を郵送)

5 額の確定通知が自宅に届く ご指定の口座へ補助金が入金される(償還払を選択した場合)

送付先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31
一般社団法人 山形県老人クラブ連合会内
エアコン設置支援事業申請者事務局 宛

※確認事項があった際はご連絡させていただく場合があります。

留意事項

- 対象店舗/山形県内に本社、本店及び実店舗(営業所等を含む)が所在し、当事業への参加申し込みがあり受理された店舗。(EC店舗等は対象外です。)対象店舗はのぼりとステッカーが貼ってあります。店舗一覧は山形県ホームページでご確認ください。※インターネットでの購入、中古品は対象外です。
- 本事業は、予算額に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。この場合、山形県ホームページ等でお知らせします。

- 本事業は予告なく変更となる場合があります。
- 申請は1住所につき1件(1台)に限ります。山形県や県内市町村で実施する同様の事業との併用はできませんのでご注意ください。
- 給付後でも、重複申請や虚偽申請と認められた場合は応募無効とし、返還を求める場合があります。
- 法人、事業者の購入は対象外となります。